

会 議 録

会 議 名	平成 2 9 年度第 1 回野田市公契約審議会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	1 会長の選出について（公開） 2 会長職務代理者の指名について（公開） 3 会議の公開及び会議録等の公表について（公開） 4 野田市公契約条例の運用状況について（報告）（公開）
日 時	平成 2 9 年 8 月 1 8 日（金）午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 2 0 分まで
場 所	市役所高層棟 8 階 大会議室
出席委員氏名	荒井 茂、倉田 耕介、戸邊 克己、森田 耕介、岡田 寿幸、原 崇人
事務局等	鈴木 有（市長）、今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、田路 欣順（管財課長）、松本 和博（管財課長補佐）、初見 龍一（管財課契約係長）、中島 栄治（管財課契約係主任主事）、富山 芳則（総務課長）
傍 聴 者	2 名
議 事	
平成 2 9 年度第 1 回野田市公契約審議会の会議結果（概要）は、次のとおりである。 1 開会 次のとおり事務局が開会の宣言し、傍聴者の報告を受けた。 管財課長補佐 ただ今から野田市公契約審議会委員委嘱式及び平成 2 9 年度第 1 回野田市公契約審議会を開始します。なお、本審議会は公開いたしますので、傍聴者が 2 名おりますことを御報告いたします。 2 市長挨拶 次のとおり鈴木市長から挨拶を受けた。 市長 野田市では平成 2 1 年 9 月に全国で初めて公契約条例を制定し、平成 2 2 年度から施行しています。この公契約条例制定の経緯ですが、この取組は本来は国が行うべきものと考えており、条例の前文にも「労働者の適正な労働条件が確保されることは、一つの自治体で解決できるものではなく、国が公契約に関する法律の整備の重要性を認識し、速やかに必要な措置を講ずることが不可欠である。」と書かせていただいております。野田市といたしましては、国の動きが一向に進まない中、まず地方が動いて、地方の力で国を動かしていこうということで公契約条例を制定させていただきました。このため、制定当時に全国の市及び区 8 0 5 団体に対し、公契約条例の制定をお願いする文書を送らせていただいていると	

ころでございます。条例制定の反響は大きく、今でも全国から視察が相次いでおり、本年7月末までに357件の視察を受けております。しかし、全国の自治体の条例制定の動きは鈍く、これまでに野田市を含めて公契約条例を制定した自治体は36団体に留まり、この中には理念だけを掲げるなど野田市の期待とは異なる形となっているものもあります。このような状況のため、依然として国に具体的な動きが見られないのが現状です。自治体の動きが鈍いのは、国の支援が進まない中では自治体の財政への影響や下請を含む中小事業者の経営を圧迫するのではという懸念があるのではないかと考えております。野田市としまして、制定当初から事業者の経営を圧迫しない範囲で、労働者の賃金を確保していくという基本姿勢で臨んできており、視察時にも御説明をさせていただいておりますが、なかなか御理解をいただけないのが現状でございます。そのような状況の中、「労働者の地位向上」、「事業者への配慮」、「他団体に公契約条例を制定していただき国を動かす」といった整合を取るのが非常に難しい命題を解決していくため、トップランナーである野田市が今後どのような動きをしていくべきか皆様に御審議をしていただきたいと考えているところでございます。しかしながら、答えを出すことが非常に困難であるということは十分に承知しております。最終的には国を動かすために、まずほかの自治体にも動いてもらうということを大前提に、時間をかけて慎重な御審議をお願いいたします。

3 委嘱式

鈴木市長から委嘱書の交付を受けた。

4 委員及び事務局紹介

事務局から委員及び事務局の紹介を受けた。

5 議事

(1) 会長の選出について

次のとおり指名推薦により、会長を原委員に決定した。

管財課長補佐 議事に先立ちまして、野田市公契約条例第14条の6第2項の規定により、委員の半数以上が出席し、かつ、労働者団体を代表する者である委員、事業者である委員及び学識経験者である委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができないとなっておりますが、委員6人全員の出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しておりますことを御報告いたします。会長が選出されるまでの間、市長に仮議長を務めていただきたいと思います。

市長 会長選出については、野田市公契約条例第 14 条の 5 第 1 項の規定により、委員の互選により選任することとなっておりますが、その方法についてお諮りいたします。いかがいたしましょうか。

委員 A 指名推薦でいかがか。

市長 ただ今、指名推薦との御意見がありました。御異議ございませんか。

(異議無し)

市長 御異議ないようですので、指名推薦とさせていただきます。御推薦ございましたらお願いいたします。

委員 A 原委員を推薦したい。

市長 ただ今、「会長には原委員に」という御発言がございました。ほかにございますか。

(意見無し)

市長 ほかにないようですので、会長は原委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議無し)

市長 御異議がないようですので、会長は原委員にお願いしたいと思います。

(2) 会長職務代理者の指名について

原会長の指名により、会長職務代理者を岡田委員に決定した。

(3) 会議の公開及び会議録等の公表について

総務課より会議の公開及び会議録等の公表について説明を受けた。

会長 何か質問・意見はあるか。

(意見・質問無し)

会長 それでは、当審議会では原則として会議を公開し、賃金の最低額について審議を行う場合など、議題によっては事前に会議の公開・非公開を決定する。ほかに何かあるか。

< 総務課長 会議録等のホームページ掲載について説明 >

会長 項目が多いようなので、一つずつ順を追って質疑を行いながら進めていきたい。まず、会議録について改めて説明を願いたい。

< 総務課長 会議録について説明 >

会長 ただ今の議題は会議録をホームページに掲載するか否かについてである。逐語録のような形になるということによろしいか。発言ごとに載せていくということか。

管財課長 会議録については、あくまで概要という形であり、主な発言や議論にな

る部分は記載し、簡単な質問等については省略します。

会長 この点について質問等あるか。

委員B この会議録には、例えば発言は氏名が入るような形で考えているのか。それとも、委員という表記で、発言者の名前が入らないような形で考えているのか。

管財課長 こちらにつきましては、原則公開という方針の中、委員名をお出しするという市の基本スタンスがございますので、そういう形が前提でございますが、委員の皆様のお意見を伺いできればと思っております。

会長 ほかに質問等あるか。

委員C 少し難しい問題かと思うが、会議録を公表しない、ホームページにも掲載しないとどこで何を話しているのか、分からないところがあるので、私は公表については賛成であるが、ただ、委員の名前が出るというのは、少し抵抗がある。

委員D ホームページではなく行政資料コーナーには、会議録が公表されているということだった。その会議録は委員の名前が出た形なのか。

総務課長 現在まで公開されている審議会等の会議録につきましては、発言委員を記載した形で会議録を作成しております。ただ、それが全てということではございません。一部の審議会等の会議録につきましては、会議録の発言委員を記載しないという取扱いで公表している審議会もございます。

副市長 補足させていただきますと、一部の審議会では、委員名がA、Bとかそういう形のところがありますけれども、その理由としましては、廃棄物の減量に関する審議会ですけれども、ごみの減量のために指定ごみ袋の枚数を減らすとか、これまで120枚もらっていたのに110枚になってしまうとか、そのような意見を発言することも想定されているので、委員の方からは例えば地元に戻ったときに、「あなたがそういうこと言ったからごみの枚数が減ってしまった」とか言われると、中々意見が言いにくいということがあって、発言者の氏名の方は控えたほうが良いのではないかという意見が出されて、その審議会では、氏名を出さないという形になっております。

委員D 先ほど原則公開、非公開とするケースとして最低賃金に関する審議を行うときとか、そういう場合には非公開の会議ということで会議録も作成はするけれども、どういう扱いになるのか。

管財課長 公開しない部分があれば当然会議録も公開しないという形でございます。

委員E 氏名の公開の件についてであるが、私は事業者の代表という形で選出されているわけなので、自分なりに思うことを審議会で述べていきたいと思っているが、何分地元で事業をやっている立場としては、見られた方がどのような受け止め方をされるのかというところは何とも想像できない部分もあって、そういった

意味で事業者として、名前の公表が大前提ということになってくると、発言が慎重になってしまう傾向が出てくるのではないかなという気は若干している。

委員 B 私も同じであるが、この審議会の議題によっては非公開もあり得るのであれば、公開される資料についても発言内容などが誰の発言かということは記載されないような形で議論された方が、委員の皆様の活発な意見が出るのではと思うので、審議会の自由活発な意見を求めるとすれば、やはり、委員という、あるいは A、B とか仮称をつけた形で公開したほうがよろしいかと考える。

委員 F 私も同じで、公開については、やはり透明性を保つということであれば賛成の立場である。ただ、個人名については、やはり、皆様の御意見もあることなので、これについては仮称等を用いて公表するという形のほうが良いと思う。

委員 A 私は原則公開で良いと思っている。というのは、やはり、先ほど審議会の内容で公開・非公開という形はあるにせよ、最低賃金とかそういうシビアな問題であれば、非公開という形は分かるけれども、我々は責任を持ってやっているの、オープンに皆様に知ってもらいというのが前提だと思う。しかし、皆様の御意見があれば非公開でも構わないが、個人的には公開でも良いと思う。

会長 まだ審議会の中身がどのような話になるのだろうと、皆様分からないところもあると思うが、今日のところでは名前は公開しないという意見が多数を占めたようなので、ホームページに会議録を公開すること自体は皆様御異存ないと思うが、会議録の中身として、誰々委員と、特定の名前を挙げた形、発言内容を特定できるような形での会議録は作成しないということを今日の結論とする。これはまた審議会を進める上で、また場合によっては、会議録の中身が変わるかもしれないが、今日はそういうことでよろしいか。

(委員、了承)

会長 御了承いただいたので会議録はホームページに掲載する。ただし、会議録の個人名、発言者名は特定しないということに決定する。掲載について、総務課から何か説明はあるか。

<総務課長 会議録の掲載について説明>

会長 次に、会議資料をホームページに掲載するかどうかについて説明を願いたい。

<総務課長 会議資料の公表について説明>

会長 ただ今の説明は、会議資料をホームページに掲載するか否かについてである。今の説明に御質問・御意見あるか。

委員 C 会議資料とは具体的にどんな内容のものか。

管財課長 会議資料につきましては、今回に関しまして申しますと、次第を含め配布した資料です。また、別途、今後何か議題がございましたら、それに関する資料を行政の方から御提出させていただくという形でございます。これが、公表の

対象になるということでございます。

委員 D 場合によってはこの一部は非公開とか、そういった判断はあり得るか。

管財課長 例えば、特定の企業を扱う場合ですとか、そういう非開示情報が入る場合等については、非開示というところが出る場合がございます。

総務課長 少し補足させていただきます。非公開の会議の決定をいただいた部分についての会議資料については、公表はしないという取扱いでございます。

委員 B 配られた資料全部という形での資料公開という形になるか。

総務課長 公開の会議資料につきましては、全ての会議資料という形になります。

会長 公開について、賛成反対等の御意見はあるか。

総務課長 補足をさせていただきます。当日お配りしました資料につきましても、非公開の会議の資料につきましては、分けられるような形で整理をさせていただきたいと思いますので、その非公開の部分についての資料は当然公開しないという形で取扱いをさせていただきたいと思います。

委員 E 公開される審議会で配布された資料の中で部分的にこれは非公開の扱いにすることは可能か。そもそもその審議会自体が公開か非公開かで、公開の場合は、その際の資料は全て公開で、非公開は全て公開しないという扱いなのか。公開の審議会で一部の配布資料の中でも部分的に非公開にすることが可能なのかどうか。というのは、次回以降、我々としてはこういった資料を頂くのかわからないので、その段階でこれは公開に適さないのではないかとといったものが、部分的に除外することが可能なのかどうかを伺いたい。

総務課長 まず、公開と非公開の審議事項の決定につきましては、先ほど冒頭でも御説明申し上げましたが、予め公開とするか非公開とするかの決定を頂きます。非公開の決定を頂きました部分につきましては、傍聴者の入場もできませんし、会議資料等につきましても会議録を含めて公表はできないような形を取らせていただきます。

副市長 少し補足させていただきますと、公開の部分の資料につきましては、当然個人情報とか特定の法人の情報とかそういうものは資料としては出しません。そういうものを出すときには非公開の部分の資料として出します。今日の資料もそうですが、公開の資料についてはそういう特定の法人の情報とか個人の情報に繋がるようなものは入れないという形で資料は作成することとしております。

委員 D そのときの審議会の中で、この部分はホームページに載せない方が良いのではというものがもしあったときには、審議会で決めてよろしいか。一部については非公開としてくださいということは。

総務課長 公開・非公開の決定につきましては審議会の方で御決定いただくという御判断をお願いします。

副市長 会議自体は公開していても、今後、一部の資料が変に誤解を招くとか、そういうことで公開しない方が良いという御判断をされるような場合には、その資料の当該部分については非公開という扱いも可能だというふうに考えています。

会長 今の説明を前提に、会議資料のホームページ公開について賛成ということでよろしいか。

(委員、了承)

会長 会議資料のホームページ掲載については、掲載することに決定した。続いての審議に移る。委員名簿について説明を願いたい。

<総務課長 委員名簿の公表について説明>

会長 委員名簿については2点あって、まず名前を載せるか否かが1点と、名前を載せる場合に所属団体等の情報も載せるかどうか。今の説明に対して御質問・御意見あるか。

委員B まず、審議会の委員名簿について、載せることは賛成である。選出団体等については、皆様の御意見に従いたい。

委員F 私はこの案のとおり公表して良いと思う。各団体、事業者、学識経験者を代表する立場からすれば然るべきものとする。

会長 名前を載せることなので、一人ずつ御意見を頂きたい。

委員A 私も選出団体等を載せることに賛成である。

委員C 私も基本的には、名前と選出区分を公表することは問題ないが、所属団体についてはどうなのかなという気もするが、皆様が問題ないということであれば、私も特に反対する要素はない。

委員E 私も同じで、適正な形で選出されているということを公に示すためには、選出団体までやはり載せるべきと思う。この記載内容であれば特定される部分もないだろうと思うので、皆様がよろしければ問題はないかと思っている。

会長 皆様の御意見が一致したので、今回頂いている名簿案のとおり所属団体まで載せるということに決定したい。御異議はないか。

(異議無し)

会長 公開・公表に関する議題はこれでよろしいですか。

総務課長 はい。御判断をお願いしたいことは以上でございます。

(4) 野田市公契約条例の運用状況について(報告)

事務局から野田市公契約条例の運用状況について報告を受けた。

会長 何か質問はあるか。

委員D まず、5ページの工事の最低額について、それより全般的な質問になるが、賃金が最低額を守られているかどうかというのは具体的にどういう方法で調査さ

れているのか。

管財課長 賃金のチェックの方法でございますけれども、まず、流れから申し上げますと、入札の段階でこれが公契約条例の対象だということをお知らせさせていただいて、下請業者も含めてこれが公契約条例の対象だということの同意をとっておいてくださいということをお願いをしているところでございます。入札の際に誓約書というものをまず出していただき、落札した事業者は配置予定労働者を出していただきます。工期あるいは業務の期間によってですけれども、事業の途中と事業の最後の月、最後だけかあるいは中間期も長いものですとお願いするのですが、賃金の支払報告書を出していただいております。これについては、賃金台帳等ベースとなるデータも出していただいて、それを基に市が審査をさせていただいているということで、各労働者、下請業者も含めて全部出していただいてこちらで審査をさせていただいているという状況でございます。

委員D 野田市では最低賃金というものを設けて、例えば手元とか見習いとかそういったものは設けていないという理解でよろしいか。その中で、一つはこういうことがあり得るのかなということで疑問なのだが、例えば、まさにここに例を挙げられているが、年金受給のための賃金調整者等が採用されたいが、最低賃金の縛りがあるがために採用されないとか、はたまた事業者側の方で最低賃金の縛りがあることで、本来10人雇用しなければいけないところを8人で賄っているとか、そういう事例が具体的にいいのか。

副市長 10人のところを8人でという話がございましたが、これはございません。当然仕様書において水準ということで示しております。また、賃金は野田市が契約する業務だけに適用されるものですから、同じほかの業務、民間の業務、ほかの自治体の業務になりますが、これらについては当然適用されません。野田市だけが高くなってしまおうというような事情は、野田市で働く人だけが高くなるということで、そのやり方についてはこれまで聞いたところでは全体的に引き上げざるを得ないという部分があったということもありましたし、そうではなくて手当という形で野田市の職場に従事するときだけ高くするというような例もございましたので、その点については、事業者にとっては悩ましいところがあるというふうに認識しております。

会長 ほかにあるか。

委員B 6ページの支払実績の状況というところであるが、市が発注する工事について、最終的な支払報告の確認は、全件が掲載されてのパーセンテージになっているのか。

管財課長 先ほど適用労働者の人数という形があったと思いますが、その工事に従事する方の情報を市でチェックしてそれを計算して統計的に出したものでござ

います。おっしゃるとおりでございます。

委員D 業務委託契約で50種類以上の職種別の最低額を設けているということですが、かなり大変だと思うが、具体的に職種ごとに算出根拠が39ページ以降にあるが、この職種についてはこういう方法でというのはどんな形で決めているのかというのと、事業者の方からこれはおかしいのではないかといった異議申立てとかそういうのはあるか。

管財課長 まず、これはどのように決めたかというところでございますが、清掃業務など最低賃金に近いものについては、野田市で最初に設定しています市の職員の賃金単価です。その他職種ごとに、建築保全労務単価、市の臨時職員の単価を勘案しますが、これらに当てはまらない場合には、実際の賃金の支払状況ですとか、相場というものを調査させていただいて、何が一番妥当な水準なのかということで判断させていただいています。なお、賃金単価について事業者の方から高過ぎるとかそういう話は直接的には伺っていない状況でございます。

委員C 先ほど質問があったが、6ページの支払実績の状況について伺いたい。例えば平成27年だと設計労務単価に対して90%以上払っている割合が6割ということか。85%から90%が4割。正直言うと割と高いなというのが実感である。それともう一つ、松戸市さんの取組だと思うが、公共工事設計労務単価の97%以上だと2点というのは、総合評価のときにこういう評価をするということか。

管財課長 払っている割合についてはそのとおりです。松戸市の件でございますけれども、総合評価方式、野田市とは若干制度が違うところがありますけれども、技術評価点が松戸市の場合は最大で40点満点ということだそうです。22点の基本点がありまして、あと自由選択項目がありまして、その中の1つに労務単価の項目が設定されているという状況でございます。そのとき該当すれば総合評価の点数、技術評価点に加点されることになります。

委員C あくまで事前に97%確保するというのは業者のほうから言うことだと思うが、万が一、これを確保できなかった場合はどうなるのか。

管財課長 対応としましては工事成績の点数を下げるとかというようなペナルティがあります。

委員A 8ページの最低賃金の最低額の算定方法について、野田市の三つの項目を前提として計算をしているという形で所定内の労働時間について、2,015時間で計算をしていると、その計算だと829円、当初が728円、本来の所定内労働時間は1,884時間だと886円。その差が大きいから2,015時間で計算をしているということだが、通常は毎年度、最低賃金というのは国のこともそうであるし、上がっていくのが当然であるが、この固定されている、本来なら

所定内労働時間で計算されるべきなのかなというのが一つあって、かつ、2,015時間で固定されているというのがその辺りを教えてほしい。

副市長 まず、2,015時間につきましては、所定労働時間が野田市の時間外の取扱いとして変わったわけですけど、そもそも一般職の職員の給与の額を勘案して決めるということですので、2,015時間で割るか1,884時間で割るかということは、いずれにしても野田市の方でその勘案をどうするかということですので、必ずしもその所定労働時間で割るという意味ではありません。私は制定する前から関わっていたわけですが、2,015という形で作って、そのときには最低賃金法の最低賃金と比較して、それから先ほど申しましたけれども、当然事業者の状況というのを考慮しなくてはなりません。たまたま平成22年度から1,884時間、勤務時間が変わったというよりは祝日とかを除くというような計算方法が変わったので、それでいくと相当に上がってしまうわけです。事業者に対しての影響がかなりあります。先ほど言いましたけれども、野田市のところだけで払ったら全て解決ということには野田市としても思っておりません。それが事業者の経営に圧迫するということであれば、それはできるだけ配慮しなければならないということから、この829円、それでも100円以上上がりますので、これが妥当でいきなり880円いくらというのはないだろうということで決めさせていただいております。その後については、職員の給与が改訂されれば、当然上がりますけれども、給与表の労務職の部分が改訂されないと上がらないという形で、最近は給与も上がって、少し上昇傾向なので市の最低基準も上がってきているという状況でございます。

会長 ほかに御意見も含めて何かあるか。

委員E 13ページの表4について、現状で公契約条例の単価が四つあるという記載があるところであるが、清掃業務アで平成29年度は829円というふうに記載されているが、今最低賃金自体は842円ということになっているので、事業者サイドとしては当然法律は守らなければならないので最低賃金をクリアする形にはなっているとは思いますが、条例の適用としての金額上の単価というのは829円のままで来ているということか。

管財課長 公契約条例の契約ルールとしては、当初の契約に適用された単価が適用されることになります。最低賃金が逆転した場合は、法律ですので当然それは守っていただくという形になりますが、仮に平成25年度に契約した場合、平成29年度は最低賃金が842円になっても公契約条例上は829円になることがあると、分かりやすいようにお示したものです。従いまして、我々としても、賃金が今上がっておりますので将来を見据えてどうすればいいかということでの検討のベースになればということで提示させていただいております。

委員 B この資料とは少し違うことだが、公契約条例、工事については4,000万円以上だと。今後、この審議会の中では4,000万円を下回るような一般入札についての議論はしていかないということによろしいか。

副市長 今後、何をということですが、基本的にはそもそもどう進むべきかというときに、野田市がもともと制定した目的にも、国が本来やるべきことを国に分からせるためには地方が動かなければならないという趣旨であります。ほかの自治体が公契約条例を制定しようという気にさせなければならない、させないといけません。逆にこれではリスクが大きいなと思わせては逆効果になってしまうので、その辺も排除しなければいけないというような、その辺の議論をしっかりとやっていただきたいというふうに思っています。その上で、そういう4,000万円のところを3,000万円に下げてもどうだろうか、そういうような議論、まずその前に皆様に公契約条例の意義、課題、それから影響その辺のところをしっかりと議論していただいた上で、具体的な議論をしていただきたいと思います。具体的な議論ということと言いますと、先ほど議論ありました長期継続契約のところ、最低賃金が相当に今年も上がっていますし、仮にではなくて、本当に逆転してしまうような、職員の給与はそれと比べると少なくとも賞与を除いた本給の部分ではそんなに上がらないので、逆転してしまうというようなことも実際あり得るという風に考えていますので、この長期継続契約の途中のところ、上げるべきかどうかという議論は次回具体的に議論していただきたいというふうに思っております。これは今の最低賃金法のスピードからいくと早急に議論しなければいけません。そのほかについては、少し本質のところを議論いただいた後で、4,000万をどうするかとか、そもそもの基準額をどうするか、職種別賃金をどうするかという様々な課題を議論していただきたいと思います。

会長 ほかに何かあるか。

(意見無し)

6 その他

次のとおり事務局から次回開催と議題について報告を受けた。

副市長 次回については長期継続契約の期間中の、今は固定していますけども、5年間の間に更新すべきかどうか、次回かその次かで結論を頂きたいということで、資料を用意させていただきたいと思います。その後については、まず基本のところ、先ほど説明したように、一度皆様と、野田市としても賃金は上げたいわけですが、それをやったときの他団体が逆に引いてしまうというようなことがあっては本来の目的を達成できないと思っていますので、その点非常に実は悩ましい思いでいつもいるわけですので、事務局としても皆様に忌憚のない御意見を

頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

管財課長 次回の審議会の開催でございますが、１１月頃までに開催したいと考えております。

会長 最後に何か御意見等あるか。

（意見無し）

7 閉会

原会長が閉会を宣言した。